

品川区教育委員会会議記録

平成 2 1 年 第 7 回 定例会

場 所 教育委員室
期 日 平成 2 1 年 5 月 2 6 日
開 会 午後 2 時 0 0 分
閉 会 午後 3 時 2 0 分

出席委員	委 員 長 徳岡 壽夫 委員長職務代理者 安尾 久子 委 員 細川 珠生 委 員 市川 信之助 教 育 長 若月 秀夫
欠席委員	

出席職員	教 育 次 長 市川 一夫 庶 務 課 長 田村 信二 学 務 課 長 富田 祥子 指 導 課 長 冠木 健 小中一貫教育担当課長 和氣 正典 品川図書館長 小川 陽子
------	---

<p>議事運営および 委員長、教育長報 告事項等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 署名委員に市川委員、細川委員を指名。 ・ 追加議事日程 第67号議案、第68号議案、第69号議案を追加 ・ 追加議事日程 第69号議案「幼稚園教育職員の任免等について」を品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、非公開の会議とする。
--------------------------------------	---

<p>件名</p>	<p>追加議事日程 第67号議案 「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について」</p> <p>追加議事日程 第68号議案 「学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について」</p>
<p>担当課説明等</p>	<p>(指導課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料に基づき説明
<p>委員質疑要旨</p>	<p>(委員C)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「凍結」という表現の解釈について確認したい。 <p>(委員E)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実際にどの程度の減額が見込まれるのが具体的に例を示してほしい。
<p>事務局説明</p>	<p>(教育次長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「凍結」の表現について、一義的には暫定措置という意味である。今回の措置は本来の給与勧告に伴う給与の改定と異なる措置であり、秋の勧告において今回の暫定措置を踏まえた上で必要な調整を行うことを前提としているものである。 <p>(指導課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実際の減額について、想定している例としては25歳の係員の場合では4.2万円程度の減額、45歳の課長級職員の場合では13.2万円程度の減額が見込まれる。
<p>委員意見要旨</p>	<p>(委員C)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景気の状態が厳しい中であるので、責任ある運用をお願いする。
<p>議事結果</p>	<p>第67号議案 原案可決 第68号議案 原案可決</p>

件名	追加議事日程 第69号議案 幼稚園教育職員の任免等について
担当課説明等	
委員質疑要旨	
事務局説明	
委員意見要旨	
議事結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は人事に関する案件のため、品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、非公開の会議とする。

件名	日程第1 協議事項 中学校等における教科書採択日程について
担当課説明等	(指導課長) ・ 資料に基づき説明
委員質疑要旨	(委員B) ・ 法定展示とはどのようなものか。 ・ 教科書の展示に伴い、閲覧した方からの意見や要望の声は受け付けるのか。 (委員C) ・ 教科用図書調査検討委員会は全ての教科を対象とするのか、または社会科のみになるのか。 ・ 社会科以外の教科の教科書を変更するという考え方もするのか。 (委員E) ・ 教科用図書調査検討委員会の資料を受領し、委員会として審議・検討する期間はいつになるのか。
事務局説明	(指導課長) ・ 法定展示については教科書を国の定めた期間展示するものである。 ・ 教科書展示に係る意見・要望については、会場にアンケートを設置する予定である。 ・ 教科用図書調査検討委員会の対象については全ての教科である。しかしながら、平成17年度に教科用図書の採択を行った時から、学習指導要領も教科書も変更がないので、社会科以外の教科については平成17年度に十分に調査・検討および委員会での審議が尽くされているため、審議・採択にあたっては平成17年度の資料を使用することとしたい。社会科については教科書の追加があったため、当該教科書について調査・検討を行い、資料を改めて作成することとなる。 ・ 教科用図書調査検討委員会は当該教科書について調査・検討を行うものであり、教科書を変更すべきかについては検討委員会が提案等は行うものではない。採択についてはあくまでも教育委員会が審議・決定するものである。 ・ 委員会が教科用図書調査検討委員会の資料等を審議・検討する期間については、各委員にご検討いただく期間を2週間程度設け、7月頃に採択をしていただきたいと考えている。教科用図書の現物はこちらに届き次第、各委員が閲覧できるようにする。
委員意見要旨	(特になし)
議事結果	了承

件名	日程第2 報告事項1 平成21年度品川区研究学校について
担当課説明等	(指導課長) ・ 本件報告事項について撤回を提案
委員質疑要旨	
事務局説明	
委員意見要旨	
議事結果	撤回について了承

件名	日程第2 報告事項2 幼保小連携検討委員会について
担当課説明等	(指導課長) ・資料に基づき説明
委員質疑要旨	
事務局説明	(指導課長) ・検討委員会に保護者の代表を入れるという意見について、検討委員会内でも同様の意見が出た。本件については作業部会の中で検討していきたい。 ・検討スケジュールの期間について、年間を通して検討していくよう委員会内で検討する。 (教育次長) ・各教育委員からの意見を踏まえ検討するよう努める。
委員意見要旨	(委員E) ・検討委員会に保護者の代表を入れるべきである。 ・小1プロブレムなどの解決には保護者の自覚が必要だ。保護者にも指導をしていくという仕組みを作るべきである。 ・また、保護者の代表を検討委員会に入れ、子育ての親の負担がどこにあるのか、を行政側がもっと理解することが大切だ。 ・スケジュールについては検討の期間が短いと思う。1年くらいかけて訓練や検討が必要だと思う。 ・ルールや時間を守るといった基本的なことを身につけさせることが大切だ。 (委員D) ・幼保小の連携の取組は非常に重要でよいことである。小学校の立場からは幼稚園、保育園に要望したいことは沢山あるはずだ。 ・1年に限らず、長いスパンで幼児期に何を教えるべきかを検討し、「幼児版市民科」のようなものを体系化し、浸透させていくべきだ。 (委員A) ・検討委員会に保護者の参加は必須だと思う。しかし、検討委員会において保護者への啓発まで視野を広げるのではなく、逆にまず教育・保育行政が何をすべきか？何ができるか？に的を絞って検討したほうがよいと思う。 ・今までの幼保の連携は主に幼稚園の形を保育園に適用することが主であったと思うが、小学校との連携を視野に入れることにより、従来のこの形だけでは不十分になると思う。 ・検討委員会は何を行うのかまず明確にすべきである。広く浅く検討するのではなく、先ほど意見で出たようなルールや時間を守るといったような項目を絞り込んで4歳児くらいから訓練し、結果や効果を検証していくべきである。 ・この幼保小の連携については幼保から小学校へのスムーズな連続を目指すものであり、幼稚園や保育園のうちに身につけてもらうべきものをまず考えるもので、小学校からは幼稚園・保育園に対して、積極的に要望を出し、幼稚園・保育園では、これをもとに指導を検討し反復していくべきである。 (委員C) ・具体的な検証ができ、成果が得られるものを実践していただきたい。 ・全てを学校任せにするものではない。親が子どもに何を教えるべきなのか、なども明確にしていかなければならない。
議事結果	了承

件名	日程第2 報告事項3 新型インフルエンザについて
担当課説明等	<p>(庶務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区の新型インフルエンザ対策について説明。 ・ 内部で危機管理対策本部、危機管理対策連絡会などを開催し、情勢に応じた対応をとっている。 ・ 5/22 に国が新型インフルエンザに対する対処方針を変更したこともあり、現在は継続して監視の体制をとり、予防・啓発活動を実施している。 <p>(指導課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校における新型インフルエンザ対策について説明 ・ 修学旅行を延期 ・ 児童・生徒の欠席、発熱の状況の把握と報告の徹底
委員質疑要旨	特になし
事務局説明	<p>(庶務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 品川区内ではインフルエンザの簡易検査が行えない、行わないというような対応にはならないようにしている。他自治体に比べ積極的な対応をとっている。 <p>(教育次長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インフルエンザを疑われる症例についてはまず区の発熱相談センターに連絡をすることとなっており、蔓延地域への滞在歴があるなどの新型インフルエンザが疑われるような症例は簡易検査を必ず実施するように対応している。疑いが低いものについては一般の医療機関の受診を紹介することとなる。
委員意見要旨	<p>(委員 E)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実際の医療現場ではインフルエンザの簡易検査もなかなか実施しない状況であり、区は各医療機関と連携し十分な検査体制がとられるよう働きかけていくべきである。 <p>(委員 A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区のレベルでできることは限られており、拡大防止に力をおかざるをえない。 ・ 発熱した子どもへの検査などは、品川は他自治体より徹底するようにしている。 ・ 仮に新型インフルエンザが発生した場合における風評被害や個人情報、いじめなどが心配される。新型インフルエンザの簡易検査にあたってはそのようなことを心配する保護者の理解を得ることも重要である。
議事結果	了承